

国立大学法人鹿屋体育大学の広報活動における基本方針

〔 学 長 裁 定 〕
〔 令 和 5 年 3 月 8 日 〕

鹿屋体育大学（以下「本学」という。）は、国立大学で唯一の体育系単科大学として、我が国のスポーツ・武道・体育及び健康づくりの分野における実践的かつ創造的で市民性、国際性を備えた指導者の養成を使命とし、教育、研究、社会貢献等の様々な活動や取り組みを行っています。

本学の広報活動は、本学の使命を果たすための活動や取り組み等について責任をもって情報発信し、社会におけるブランドイメージの向上を図ることを目的に、次のとおり基本方針を定め、構成員一丸となって展開してまいります。

1. 正確でわかりやすい情報の発信

ステークホルダーへの説明責任を果たすとともに、本学に対する理解と信頼の確立と、本学の発展に繋がる幅広い分野からの支援や協力体制を築くため、正確でわかりやすい情報を発信します。

2. 多様な広報手段の活用

社会における情報化の急速な発展・変革の中で、広報においても情報や情報技術を主体的に活用していく力が求められます。目的やステークホルダーに寄り添い、公式ウェブサイト、広報誌、各種 SNS 等の様々な媒体を活用した、適切な手段で広報活動を実施します。

3. 報道機関等との連携

本学の置かれている環境において、適切で必要な範囲において報道機関等と連携・協力を行うことにより、本学の特徴的な情報を広く発信します。

4. 全構成員による広報活動

本学の理念や長期ビジョンを実現するため、構成員一人ひとりの広報活動が必要不可欠であることの認識をもって、ブランドイメージの向上につながる活動を積極的に行います。

5. 広報活動における法令遵守

基本的人権や著作権などの権利や個人情報の保護に配慮し、関係法令や本学の規則等を遵守します。

6. 広報行動計画の策定と効果検証

この方針のもと毎年度の広報行動計画を策定し、計画に沿って広報活動を実施します。また、広報活動が効果的に行われているか検証し、改善につなげます。

附 則

1. この基本方針は、令和5年3月8日から施行する。
2. 国立大学法人鹿屋体育大学の広報活動における基本方針（平成19年12月6日学長裁定）は、廃止する。